

千葉県入札監視委員会平成17年度第2回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成18年1月31日(火) 本庁舎5階大会議室	
委員	小野 理恵(千葉大学法経学部助教授) 高橋 彌(千葉工業大学非常勤教授) 服部 岑生(千葉大学大学院教授) 藤井 一(弁護士) 丸山 英氣(中央大学法科大学院教授) (敬称略・五十音順) 委員長 委員長代理	
審議対象期間	平成17年4月1日～平成17年9月30日	
審議案件	7件	(備考) 1 審議期間中に16件の指名停止措置を講じたことを報告しました。
一般競争	1件	
公募型指名	2件	
指名競争	3件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課建設業・契約室)

TEL 043-223-3113

別紙

意見・質問	回答
<p>1 一般競争入札 【(仮称)江戸川浄水場1・2号配水池築造工事】</p> <p>◇ 設計金額と予定価格が同じであるのはなぜか。</p> <p>◇ 調査基準価格はどのように決定するのか。</p> <p>◇ 予定価格の根拠は何か。</p> <p>◇ 設計を委託しているというが何社か。また委託料はいくらか。</p> <p>◇ 入札するときは、入札書だけ提出させ決定されるのか。</p> <p>◇ 今回の工事で特別な技術を使用しているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計金額は、統一した積算基準・単価に基づき積算された金額であり、予定価格とすることは適当と考えています。 ・ 千葉県水道局低入札価格調査実施要領に基づき、契約ごとに3分の2から100分の85の範囲内で算定しています。 ・ 千葉県の積算基準・単価を使用し、算出した設計金額が予定価格の基となります。 ・ 3分割して委託しています。また、委託金額は約2億円です。 ・ 入札時に工事費内訳書を提出させ、内訳書をチェックした後に落札者を決定します。 ・ 軟弱地盤での施工のためコンクリートで壁を造り、土砂の崩壊を防止する工法により施工しています。

意見・質問	回 答
<p>2 公募型指名競争入札 【河川環境整備工事(浚渫その1)】</p> <p>◇ 第1号審議事案の水道局の工事では、建設工事請負契約書において契約保証金が免除と記載されているが、この工事では請負金額の1割となっている。この違いは何か。</p> <p>◇ 高濃度薄層脱水工でどのようなコスト縮減が図られているか。また、脱水ケーキを民間に販売しているのか。</p> <p>◇ 浚渫工事の積算方法はどのようにしているのか。</p> <p>◇ 工事履行後の確認はどのようにしているのか。</p> <p>◇ コスト縮減の方法はどのようにしているのか。</p> <p>◇ 公募条件に船による浚渫と明示されているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約保証については、5種類のケースがあります。第1号審議事案の水道局の工事は、免除と記載されていますが、これは、現金で支払うことを免除としていることで契約保証がないということではありません。 ・ 高濃度薄層脱水工をしない場合は、浚渫土の処理費が発生します。また脱水ケーキは、盛土材などとして再利用しています。販売について考えていません。 ・ 浚渫船の積算は、全国ポンプ・圧送協会の歩掛りを準用し、高濃度薄層脱水工は、(財)先端建設技術センターで作成した歩掛を準用しています。 ・ 浚渫数量の確認として現場の仮設ヤードで脱水ケーキの数量を確認しています。また、沼内での確認は、担当者により浚渫厚を確認しています。 ・ 高濃度薄層浚渫、ポンプ浚渫、バックホウ浚渫の3工法を比較し、一番安価な工法である高濃度薄層浚渫を採用しています。 ・ 浚渫の工法は公募条件では明示していません。

意見・質問	回 答
<p>◇ 浚渫工を積算するときに、コスト縮減を図るため、浚渫船を多く保有する会社の単価を採用したらどうか。</p>	<p>・ 全国ポンプ・圧送船協会の歩掛りを準用していますので考えていません。</p>
<p>3 公募型指名競争入札 【権現森地先配水管布設工事】</p>	
<p>◇ 入札参加業者は、予定価格や調査基準価格がわかっているのではないか。</p>	<p>・ 予定価格は公開していますのでわかっています。しかし、調査基準価格については、予定価格の100分の85から3分の2の間の価格であるというのは公表していますが、正確な価格はわかりません。</p>
<p>◇ 総事業費70億円のうち、今回の3億円はどこの箇所か。</p>	<p>・ 布設延長703m、推進工法鞘管径1,100mm、布設ダクタイトイル管600mmを布設するものです。(全体平面図及び構造図で説明)</p>
<p>◇ 総事業費70億円は全体の額なのか。</p>	<p>・ 工事費、設計委託費等であり、土木以外にも電気・機械工事も含まれており、管路については赤く示している部分のみ2条化する計画です。(図面で説明)</p>
<p>◇ 今回の工事費は、最終的には進出企業が負担するのか。</p>	<p>・ そのとおりです。</p>
<p>◇ 進出企業が70億円支払うというのは、入札条件に明記されているのか。</p>	<p>・ 70億円は、入札とは別であり、入札条件には記載されていません。</p>
<p>◇ 工事等にかかる収入と支出はプラスマイナスゼロなのか。また、維持管理は誰が行うのか。</p>	<p>・ 収入・支出はプラスマイナスゼロです。また、維持管理の費用については、臨海部の企業も含め房総臨海地区の企業に料金という形で負担していただくこととなります。</p>

意見・質問	回 答
◇ 進出企業が倒産した場合はどうなるのか。	・ 当企業だけではなく、他の企業についても同様のことが言えます。
◇ 進出企業との契約は決まった額を支払いというものか。	・ そのとおりです。
◇ 進出企業が自ら工事等を行えば、県が入札を実施する必要があるのではないか。進出企業が工事費を出すのであれば、直接工事を施工させれば、工事費が安くなるのではないか。	・ 工業用水道事業者は、企業に費用を負担してもらい工事等を実施することとなっています。

意見・質問	回答
<p>4 指名競争入札 【中庁舎冷温水発生機分解点検整備工事】</p> <p>◇ 入札時に誓約書の提出がなく失格となった業者があるとのことだが、誓約書とはどのような内容のものか。</p> <p>◇ 当初の機器設置業者は指名に入っているか。</p> <p>◇ 指名業者の中では辞退した業者もあり、既存の機器製造業者以外では工事が難しいのではないかと。むしろ随意契約が妥当ではないか。</p> <p>◇ 冷暖房のセントラル方式は古いタイプなので、多額の金額をかけて修繕工事をするのではなく、エネルギー効率・コスト等を考えた個別空調方式への変更等、全体的な計画としたほうが良いのではないかと。</p> <p>◇ 入札時に辞退した業者や失格となった業者にペナルティーはあるのか。</p>	<p>入札の公正を害するような行為をしないことを誓約する文書です。</p> <p>中庁舎改修時は機器設置、配管、ダクトの施工を行う業者への発注でありましたが、今回工事は機器本体内部の工事であり、実施が不可能なため指名していません。</p> <p>今回指名した業者であれば、消耗部品をメーカーより購入し、自社製品のメンテナンスに関するノウハウを駆使し、他社の冷温水発生機を工事可能と判断し、また、契約の公平性が求められるため指名競争入札としました。</p> <p>委員の意見は貴重な意見として今後の参考にさせて頂きたいと思います。</p> <p>当該機器は平成9年に設置したもので、耐用年数等を考え運転性能を回復する目的で工事として発注しました。今後、管財課で所管する建物で新築・更新計画があった場合は、貴重なご意見として参考にさせて頂きたいと思います。</p> <p>ペナルティーはありません。</p>

意見・質問	回答
<p>5 指名競争入札 【循環器病センター 新治療棟建築工事】</p> <p>◇ 本件工事にあつたての設計はどのように作成しましたか。</p> <p>◇ 本件工事は病院局全体計画の中において、医療整備の必要性などを考慮したうえで、建築事業を実施していますか。</p> <p>◇ 病院の整備については、予算上の制約もあるでしょうが、千葉県全体の医療整備を考慮し、緊急性・必要性を重視したうえで、先を見通して整備をしていただきたいと考えます。</p> <p>◇ 本件工事の設計にあたっては、県土整備部営繕課にて施行しているようですが、病院の意向は反映されていますか。また、本件建物は病院です。建物自体の設計は営繕課で行っているとのことですので、問題はないと思われませんが、MRIなどの医療機器の導入に係る建物設備の施工については、設計においてどのように判断及び審査をしていますか。</p>	<p>設計については、指名競争入札によりコンサルタント業者へ委託し、病院局設立当初に県知事と病院局長との間で取り交わした施設整備に係る協定書に基づき、県土整備部営繕課にて設計をいただいています。詳しい内容につきましては、手元に資料がありませんのでお答えできませんが、指名業者の選定及び業務委託については、営繕課と協議して施行しています。</p> <p>本年度から19年度までの病院局中期経営計画の施設整備事業の一つとして、本件工事を位置づけています。医療整備の必要性などは、この計画を基本としています。</p> <p>委員のご意見のとおりですので、今後の施設整備等に関しまして、考慮していく所存です。</p> <p>本件工事の設計は営繕課において行なっています。設計にあたっては、営繕課及び設計委託業者と当センターにおいて、3者協議を重ねたうえで作成しています。当センター既存本館等の施工においても営繕課にて設計をしている実績もあり、本件工事の設計についても、妥当なものであると判断しています。</p>

意見・質問	回答
<p>6 指名競争入札 【交通信号機地域制御化工事】</p> <p>◇ 開札調書を見た限り大半の業者が調査基準価格を下回っているが、調査基準価格を業者は把握しているのか。</p> <p>◇ 今回の落札者である京三製作所と今後随意契約により機器納入・委託等はあるのか。</p> <p>◇ 信号機等の仕様書はどこで作成するのか。</p> <p>◇ 仕様書は何年位で改正するのか。</p> <p>◇ 年度当初に積算単価を作成しているとのことだが、問題があるのではないか。</p> <p>◇ 毎年積算単価はかなりシビアに算出されているようだが、それでも最低制限価格で応札する業者が多いのはなぜだと思われるか。</p>	<p>調査基準価格は事前公表の対象外ですので業者は把握しておりません。なお、調査基準価格は地方自治法により予定価格の2/3～85%の範囲内と規定されていることから、それについては承知していると思われます。</p> <p>随意契約することはありません。</p> <p>警察庁で作成しています。</p> <p>現在の仕様書は平成14年に作成されたもので、改正は不定期であります。現在のところ警察庁では、仕様書の今後の見直し計画は未定とのことであります。</p> <p>年度当初において積算単価を作成していますが、少しのタイムラグはあるものの積算単価は妥当だと思います。</p> <p>業者としては、過当競争になっている現状から、工事を受注するためには最低制限価格である予定価格の80%で入札しなければ契約が取れないので、最低制限価格により入札をしていると思います。</p>

意見・質問	回 答
<p>◇ 入札の方法をもっと柔軟に考え警察独自で入札制度を変えるつもりはないのか。</p> <p>7 随意契約 【暗渠排水工事 工事番号第3号】</p> <p>◇ 随意契約の場合、予定価格の算出はどのように行っているのか。また、公社からは見積もり等を取る必要はないのか。</p> <p>◇ 従来型の工法であれば、公社以外でも施工出来る業者はいるのか。</p> <p>◇ この工事は、公社が機械を貸し出して施工するのか。</p>	<p>県の入札制度に基づき入札を執行しているものであり警察独自では変える事はできません。</p> <p>農林水産部の積算基準で算出しており、見積もりを取る必要はありません。</p> <p>出来ます。特に県南地域は地盤が堅いので、従来型の工法で施工しております。また、本地区や利根川沿いは地盤の軟弱な場所が多いことから、本工法を採用する方がより効果が期待出来ることと思います。</p> <p>公社が直営で行いまして、オペレーターも5名ほどいます。</p>

意見・質問	回 答
<p>その他 誓約書について</p> <p>◇ 電子入札になっても必要な文書か。</p> <p>◇ 電子入札前には誓約書を提出させるのか。</p> <p>◇ 他の自治体でも誓約書は提出させているのか。</p> <p>◇ 書類の記入ミスや書類不備で入札に参加できないように形式ではねるのはいかがか。柔軟に対応できないか。</p> <p>◇ 国は提出させていないのに、本当に必要なものなのか。</p>	<p>・ 委任状・誓約書は不要となります。その代わりＩＣカードで承認を行います。</p> <p>・ 委任状・誓約書は不要となります。その代わりＩＣカードで承認を行います。</p> <p>・ 業者登録時に提出させています。</p> <p>・ 国では提出させていません。紙形式の入札では代理人が入札することがあるので提出させますが、電子入札は代理行為ではないから不要と考えています。現在は厳格に規定し実施しています。</p> <p>・ 現在は規定されているものなので提出の必要があるが、今後については検討します。</p>

委員講評

- 予定価格の設定の方法について議論があったが、現行の入札制度上では、問題はないと思われる。しかし、落札率が平均97%前後となっており、このままでいいのか何とも言えないが難しいところがある。
- 落札者の共通点として、切のいい数字で落札をしているケースが見受けられることが多いのが不思議である。
- 入札制度の手続きについては、手続論としては、正論と言えるが、問題があるとしたら別の部分にあるのではないか、この委員会の形式の進め方でいいのか、他に付け加えて議論すべきことがあるのではないかと考えられる。
- 入札案件1件、1点だけを見て良し悪しの判断は、限界がある。県としてはさまざまな入札を運用しているが、計画の正当性、設計がどのように行われて、工事がどのように施工されたのか連続的に判断することでよい見解をだす必要がある。委員会として手続きの妥当性だけを追認する機関となることは避けたい。
- 特殊な工事については、目的、設計段階の議論まで行わなければ、工事における妥当性等分らない点がある。委員会の実効性を維持させるためには、設計段階までの議論も重要である。